

調査票等提出における留意事項等

1 調査票等算定書類の提出について

(1) 提出書類

提出前に、下記提出書類及び添付書類がそろっていることを確認するとともに、提出書類の幼稚園控えを一部作成し、幼稚園において必ず保管してください。

提出書類		チェック欄
①	「福岡県私立幼稚園教育振興事業費補助金に係る書類の提出について」	
②	調査票1 幼稚園調書	
③	園則	

(2) 作成上の注意

- 調査票の作成に当たっては、「2 調査票等の記入方法」を参照の上、作成してください。なお、調査票の様式は、福岡県庁ホームページに掲載いたしますので、御活用ください。

掲載場所 福岡県庁 HP トップページ：

テーマから探す → 教育・文化・スポーツ → 学校教育 → 私立学校

→ 私立幼稚園に対する補助金関係書類の一覧 → 「(非学校法人立の幼稚園関係) 令和8年度調査票様式」

- 提出書類は全てA4版で作成し、提出の際は提出書類に漏れがないか十分に確認の上、郵送により提出願います。（電子データでの提出は不可）
- 提出書類の控えについては、他の補助金関係書類とともに5年間保存してください。

2 調査票等の記入方法について

（調査票1）幼稚園調書

※補助金算出の基礎となる調書です。記入誤りのないよう注意して記入してください。

- 幼稚園コード、幼稚園名を記入
- 学級数、園児数は学校基本調査票と一致すること。
※年齢混合クラスの場合、そのクラス数は、一番年長の学年欄に記入
- 専任教職員数…幼稚園教員として資格のある者（園長資格、教員免許等）
- 資金収支（総括）欄
「支出」の欄のみ記入
前年度分資金収支決算書（実績報告書に添付した決算書）から、該当部分のみを転記。

学校法人幼稚園への移行について

- 学校法人への移行について、具体的な計画のある園については、当該計画（実施予定年度等）を具体的に記入してください。
- 学校法人へ移行できない幼稚園につきましては、移行できない理由（移行に際して支障となっている事項等）を具体的に記入してください。

3 令和8年度福岡県私立幼稚園教育振興事業費補助金の交付について

第1回（7月）	令和7年度交付額×70%× $\frac{\text{令和8年度定員内実員}}{\text{令和7年度定員内実員}}$
第2回（12月）	令和8年度交付見込額×90%－7月交付額 （1月始業日現在満3歳計上前）
第3回（3月）	令和8年度交付額－（7月交付額＋12月交付額）

4 令和8年度福岡県私立幼稚園教育振興事業費補助金の年間スケジュール及び提出書類について

時 期		事 項
令和8年	7月30日	補助金算定に係る書類の通知
	8月31日	補助金算定に係る書類の提出期限
	11月中旬～下旬	第2回変更交付申請書提出
	12月上旬	第2回変更交付決定通知
	12月15日（予定）	第2回補助金交付
令和9年	2月中旬	第3回変更交付申請書提出
	3月中旬	第3回変更交付決定通知
	3月31日（予定）	第3回補助金交付
	4月30日	実績報告書提出期限
	12月上旬	交付額の確定

※ 提出期限までに書類の提出がない場合や提出書類に不備がある場合、補助金を交付しないことになりま
すので御注意ください。

5 その他の注意事項

(1) 会計処理について

当該補助金の対象となる会計年度は、4月1日から3月31日までとなっているので留意してください（会計帳簿も当該会計年度で整理する）。

また、当該補助金は幼稚園教育に係る経常的経費を対象としているので、幼稚園の運営に係る収支について、独立した会計を設けて整理してください（宗教法人又は個人の会計収支と混同しないように独立した会計を整理）。

(2) 補助金の入金口座について

補助金の入金口座等に変更がある場合は、「債権者登録申出書」による変更手続きが必要ですので、速やかに、私学振興課に連絡の上「債権者登録申出書」を提出してください。

この手続きを行わないと、補助金の振込みができませんのでご注意ください。

なお、補助金入金口座は以下のとおりとしてください。

宗教法人立の場合・・・宗教法人〇〇〇〇 代表役員△△△△

個人立の場合・・・・・・〇〇〇〇幼稚園 （設置者名）△△△△